

「募金」や「納税」でできる、木育活動もあります。

01. 緑の募金

昭和25年から毎年、農林水産大臣の定める期間内に行われる寄附金の募集です。集められた寄附金は森林整備等の推進に用いられており、企業は公益社団法人への寄附金として法人税の優遇措置が受けられます。

税制上の優遇

寄付金の合計を一般の寄付金とは別枠で特別損金算入限度額まで損金の額に算入できます。

$$〔 資本金等の額 \times 0.375\% + 所得の金額 \times 6.25\% 〕 \div 2 = \text{特別損金算入限度額}$$

なお、寄附金のうち別枠で損金に算入できなかった金額は、一般の寄附金として損金に算入することになります。

用途限定募金 「ほっかいどうお魚殖やす植樹運動」

緑の募金の一つとして、北海道漁協婦人部を中心に実施している、全道各地で木を植え、森や林を育てることで100年前の自然の浜を蘇らせようとする取り組みのスポンサーとなる制度もあります。こちらも緑の募金と同様の税法上の優遇措置が受けられます。



お問い合わせ 公益社団法人 北海道森と緑の会 011-261-9022

02. 企業版ふるさと納税

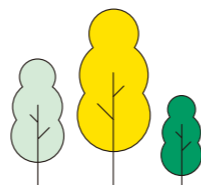
税軽減が寄附額の最大9割、企業の実質負担は約1割となる制度です。

北海道では、全道各地でさまざまな木育活動を行っている木育マイスターを支援するため、企業の皆さまからの「企業版ふるさと納税」による寄附金を活用し、木育活動に関する経費の一部を助成しています。



- ・北海道外に本社が所在する企業が対象
- ・1回あたり10万円以上から寄附が可能
- ・寄附企業への経済的な見返りは禁止

お問い合わせ 北海道水産林務部森林環境局森林活用課 011-204-5515



森でつながる



北海道の森林を舞台に木育活動を行う企業の中でも森の循環や持続可能な社会形成を特に意識した取組を行っている企業をご紹介します。

おいしい水を育み、豊かな人の心を育む森林

